

多子世帯に対する当選確率の優遇について

《当選確率優遇要件》

「一般世帯向け」区分の公営住宅へ申し込まれる方で、同居する者のうち、18歳未満の児童が3人以上おり、その児童全員が公営住宅に入居できること。(年齢については、令和7年7月14日(申込最終日)現在の満年齢です。)

※上記の要件を備えていない世帯であることが判明した場合、たとえ当選されていても失格となります。

「一般世帯向け」区分の公営住宅(募集住宅一覧表100ページ、103～130ページ)への申込みにおいて、以上の要件を満たす世帯として申込みされる場合は、抽選番号を2つ付与し、当選確率の引上げを行います。

この当選確率優遇措置を受けようとする方は、137～139ページの申込書の書き方及び申込書記載例をよくお読みになって、必ず申込書の該当欄に○をしてください。申込書の該当欄に○をされていない場合は、当選確率優遇措置を受ける意思のないものとして取り扱いますので、ご注意ください。

なお、抽選の結果、複数の当選番号に該当した場合は、入居順位の高い当選番号のみを当選とします。

高齢者世帯等について

高齢者世帯等とは、次の(1)・(2)・(3)・(4)のいずれかに該当する世帯のことで、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。

- (1) **申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯**
※年齢については、令和7年7月14日(申込最終日)現在の満年齢です。
- (2) **高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子ども(平成19年4月2日以降に生まれた方)がおられる世帯**
- (3) **申込者とその配偶者(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯**
- (4) **申込者本人又は同居する者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯**
 - ①身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ②精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級もしくは2級に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ③療育手帳(認定カード)の交付を受けている方で、障がいの程度がAもしくはB 1に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ④戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
 - ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
 - ⑦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方

単身者向け区分の申込みについて

1. 精神障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 当選後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談を行い、上記に該当する方であることを確認します。

2. 知的障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 当選後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8081)において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。

配偶者からの暴力により被害を受けている方について

1. 単身者区分に申込みされる方

(1) 単身者申込資格(80ページ参照)②(コ)のみに該当する方

配偶者からの暴力を理由とした一時保護が終了して5年以内であることの証明を配偶者暴力相談支援センター等(大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター等)で受けられること又は裁判所による保護命令の効力発生日から5年以内であり、当該保護命令決定書の写し等を提出できることのいずれかが必要となります(※詳しくは、大阪市配偶者暴力相談支援センター(06-4305-0100)又は大阪府女性相談センター(06-6949-6022)へお問い合わせください)。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、現在居住している住宅の直近の公共料金(電気代、水道代、ガス代のいずれか)の領収書(本人名義であること)等により居住の確認ができること又は大阪市各区保健福祉課(福祉業務担当)等において、申込最終日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

(2) 単身者申込資格(80ページ参照)②(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する方

現在、大阪市内等に居住し、かつ、配偶者からの暴力により被害を受けている方のみの世帯であることの証明書(大阪市各区保健福祉課等において発行)が必要となります。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、この証明書により申込最終日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

(注) 証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

2. 一般世帯区分に申込みされる方

配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの暴力により被害を受けている方とその子ども(扶養する未成年の子が含まれること。)から構成される世帯(配偶者等と同居している場合を除く。)で、大阪市各区保健福祉課(福祉業務担当)等において、現在大阪市内等に居住し、配偶者からの暴力による被害世帯である証明を受けられることが必要です。

(注) 証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

※当該被害者が、概ね1年前から申込最終日までに、公的相談機関(配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉課(福祉業務担当)等)において、その被害に関し面談による相談を行った事実があり、事実確認ができることが必要です。

※上記以外のこと(市営住宅の募集に関すること)につきましては、1ページの大阪市営住宅募集センター募集担当にお問い合わせください。

マイナンバー制度を利用される場合の注意事項

マイナンバーを用いて他の機関(市町村等)へ情報照会を行った場合、DV等加害者に避難先の所在地に係る情報(所在の自治体名)が伝わるケースがあり得ることから、所在地につながる情報の秘匿を希望される場合には、大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪市各区保健福祉課等にご相談ください。

公営住宅及び改良住宅の家賃について

申込みの際の**公営住宅及び改良住宅**の家賃額は、世帯の収入により4区分(区分1～区分4)となります。〔「高齢者世帯等」(25ページ参照)に該当される方は、公営住宅に申込み可能な場合の家賃額が7区分(区分1～区分7)となります。〕家賃額は、15～24ページの月額所得額の計算方法により月額所得額を算出し、次の区分表により該当する収入の「区分」を確認された後、募集住宅一覧表の家賃額欄をご覧ください。

区分表

区分	月額所得額
区分1	104,000円以下
区分2	104,001円～123,000円
区分3	123,001円～139,000円
区分4	139,001円～158,000円
区分5	158,001円～186,000円
区分6	186,001円～214,000円
区分7	214,001円～259,000円

特別賃貸住宅、市営すまいりんぐ(子育て応援型)及び再開発住宅一部の家賃について

- ・ 特別賃貸住宅、市営すまいりんぐ(子育て応援型)及び再開発住宅の一部には家賃負担を軽減するため、家賃減額制度があります。この申込みのしおりに記載されている家賃額は、家賃減額制度適用後の実際にご負担いただく額です。
- ・ 家賃の減額を受けるためには、入居後毎年定められた時期(例年8月頃)に家賃減額申請書を提出していただく必要があります。
- ・ 申請書を提出された方について、決定家賃(近傍同種の住宅の家賃等)から収入区分に応じた負担家賃まで減額します。
- ・ 家賃減額申請書を提出されない場合は、決定家賃が負担家賃となります。
- ・ 家賃額については、今後制度等の改正により、改定される場合があります。

＜負担家賃の求め方＞

1. 負担家賃額は、世帯の収入と住宅の広さ、建設されてからの年数等に応じて決まります。
2. 負担家賃額は、15～24ページの月額所得額の計算方法により月額所得額を算出し、次の区分表により該当する収入の「区分」を確認された後、募集住宅一覧表の家賃額欄をご覧ください。
3. 入居後の負担家賃は、毎年度見直されます。

区分表

区分	月額所得額
区分3	123,000円～139,000円
区分4	139,001円～158,000円
区分A	158,001円～186,000円
区分B	186,001円～214,000円
区分C	214,001円～259,000円
区分D	259,001円～350,000円
区分E	350,001円～487,000円

※収入区分3・4の金額(収入区分4の上限の金額は除く。)は、入居する世帯のうち50歳未満の方にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される金額です。